

公の施設【基本情報】

別紙 8

施設名	新潟市北地区公民館
所管部・課	教育委員会中央公民館
所在地	新潟市北区松浜1丁目7番地1
根拠法令	教育基本法, 社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例, 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
施設概要	敷地面積 2,625.15㎡, 建築面積 487.54㎡, 延床面積 2071.49㎡ 主な施設内容(構成施設の内容) 1階:図書館, 保健福祉センター 2階及び3階:公民館事務室, 会議室, 講座室, 調理実習室, 保育室, 集会室, 和室, 美術工作室, 音楽室, ホール

施設の設定目的
市民のために, 実際生活に即する教育, 学術及び文化に関する各種の事業を行い, もって住民の教養の向上, 健康の増進, 情操の純化を図り, 生活文化の振興, 社会福祉の増進に寄与することを目的とします。(社会教育法第20条に基づく)
管理・運営に関する基本理念、方針等
1 公民館事業に関連する「新潟市教育振興基本計画」の基本施策 基本施策1 生涯学び続け、学びを活かし活躍できる機会の充実と支援 基本施策5 人権を尊重し、多様性を認め合う心の育成 基本施策6 誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育の推進 基本施策9 地域、学校、民間企業、家庭の連携・協働の推進 基本施策11 家庭教育の充実と子育て支援の充実 2 上記1を踏まえた公民館事業の取組 (1)人づくり、地域づくりを通じた地域コミュニティ活動の活性化への支援 (2)家庭における教育力向上の支援 (3)青少年の生き抜く力を育む機会の充実 (4)高齢者の学習支援や社会参加の促進 (5)現代的・社会的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供